矯正管区長行刑施設の長

受刑者の余暇活動の援助等に関する訓令を次のように定める。

平成18年5月23日

法務大臣 杉 浦 正 健

被収容者の余暇活動の援助等に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、被収容者の余暇活動の援助等を適正に行うため必要な 事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、刑事収容施設及び被収容者等の 処遇に関する法律(平成17年法律第50号。以下「法」という。)にお いて使用する用語の例による。

(自己契約作業の相手方の選定)

- 第3条 自己契約作業の契約の相手方は、刑事施設の長が指定する刑事施設 の外部の事業者とする。
- 2 刑事施設の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の指定 を行わないものとする。
 - (1) 自己契約作業の契約の相手方となろうとする事業者の信用性に疑義があるとき。
 - (2) 自己契約作業の契約の相手方となろうとする事業者が提供する作業の安全性に疑義があるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、自己契約作業の契約の相手方となろうとする事業者との自己契約作業を許すことにより、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

(自己契約作業の許可の基準)

- 第4条 刑事施設の長は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、被収 容者に対し、自己契約作業を行うことを許すものとする。
 - (1) 被収容者の勤労意欲、能力その他の事情を考慮し、自己契約作業を行うことが可能であると見込まれる者であること。
 - (2) 法第93条、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号。以下「整理法」という。)

第460条の規定によりなおその効力を有することとされる刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第5条の規定による改正前の法(以下この号において「旧法」という。)第92条又は整理法第461条の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第93条に規定する作業の量の確保に支障を生じさせるおそれがないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、被収容者に自己契約作業を行うことを許すことにより、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがないこと。

(自己契約作業の援助)

- 第5条 刑事施設の長は、請負契約の締結その他の自己契約作業に必要な事 務処理について、必要に応じ、援助を行うものとする。
- 2 刑事施設の長は、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(平成18年法務省令第57号。以下「規則」という。)第13条第1項に規定する措置として、被収容者が自己契約作業を行う場合には、次に掲げる事項について援助を行うものとする。
 - (1) 作業場所の提供
 - (2) 原材料、器具、製品等の保管及び保管場所の確保
 - (3) 原材料、器具、製品等の搬出入
 - (4) 必要に応じた作業実施上の指導又は機械若しくは器具類の貸与
 - (5) 必要に応じた作業実施上の連絡調整 (知的、教育的及び娯楽的活動等の援助)
- 第6条 刑事施設の長は、規則第13条第1項に規定する措置として、必要 に応じ、集団で行う余暇時間帯等における知的、教育的及び娯楽的活動並 びに運動競技の実施についての企画を行うものとする。
- 2 刑事施設の長は、規則第13条第1項に規定する措置として、必要に応 じ、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資する資格の取得について、 その資格試験の実施主体から試験の委託を受ける等の措置を講ずるよう努 めるものとする。
- 3 規則第13条第2項の規定により教育的活動の費用の全部又は一部を国庫の負担とする基準等については、矯正局長が定める。

(準用)

第7条 この訓令中の受刑者に関する規定は労役場留置者について、受刑者 以外の被収容者に関する規定は監置場留置者について、それぞれ準用す る。

附則

- 1 この訓令は、法の施行の日(平成18年5月24日)から施行する。
- 2 昭和24年3月25日付け矯総甲第518号法務行政長官通牒「通信教

育実施基準について」は、廃止する。

附 則〔平成19年法務省矯総訓第3361号大臣訓令〕

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する 法律(平成18年法律第58号)の施行の日(平成19年6月1日)から施 行する。

附 則〔令和7年法務省矯成訓第18号大臣訓令〕

この訓令は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日(令和7年6月1日)から施行する。